

厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」

「ITマスター」派遣制度のご案内

国が認定する「ITマスター」を中小企業や小中学校、工業高校等に派遣し、将来のIT人材育成に向けて、小学生から高校にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、次代を担う若年技能者のITリテラシー強化育成を支援します。

◎ITマスターの派遣費用及び実技指導に伴う材料費（限度額あり）は、山口県職業能力開発協会（地域技能振興コーナー）が負担します。

対象職種（5職種）

ITマスターが指導する対象分野は、以下の5職種です。

ウェブデザイン

・ウェブサイトの制作について指導を行います。
HTML、CSS、JavaScript等

ITネットワークシステム管理

・コンピュータ・ネットワークシステムの設計、
運営、構築についての指導等を行います。

グラフィックデザイン

・パソコンで文字や画像、色などを使って、情報
やメッセージを伝えるデザインについての指導等
を行います。

業務用ITソフトウェア・ソリューション（旧オフィスソフトウェア・ソリューション）

・オフィスソフトウェアの活用によって直面して
いる課題を解決したり、改善をすること等を指導
します。

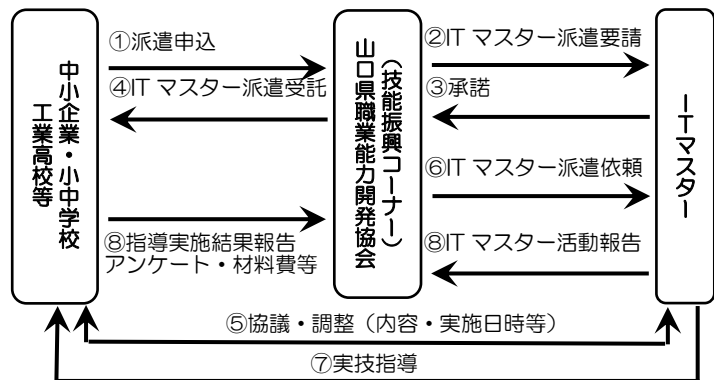
ロボットソフト組込

・ロボットプログラムを作成入力してロボット
を動かす体験を行うことにより情報技術に関す
る興味を喚起。

【ITマスターの派遣はIT機器の製品やサービスの提供を行っているベンダー事業ではありません】



ITマスター派遣の流れ



※派遣をご希望の場合や不明な点等があれば、地域技能振興コーナーにお気軽にご相談ください。

（注）派遣の申込書は、原則として希望する実技指導日の30日前までに提出してください。（ITマスターとの調整期間を要するため）※ITマスター派遣期間は4月～翌年2月までとします。

なお、ITマスターの都合により日程変更をお願いする場合や、予算枠を超えた場合は、ご希望に沿えないこともありますので、ご了承ください。

〒753-0051 山口市旭通り二丁目9-19 山口建設ビル3階
山口県職業能力開発協会 地域技能振興コーナー（担当）原田
TEL：083-922-8646 FAX：083-922-9761
E-mail:y-jakunen@y-syokunou.or.jp